

入学・卒業等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は本校の入学・進級・卒業等に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 入学・進級・卒業等の定義は、次の各号による。

- (1) 『入学』とは、入学願書を提出し、所定の選考により新規に本校に入学することをいう。
- (2) 『進級』とは、在籍学年の所定の単位を取得し、さらに所定の出席日数を確保した者が、上級の学年に進むことをいう。
- (3) 『休学』とは、学則第13条の通りとする。休学期間は最大2年間までとする。
- (4) 『復学』とは、前3号の者が就学できる事由を添えて願いにより次年度前期より就学することをいう。
- (5) 『卒業』とは、在籍学科の正規の課程を履修し、品行方正の者がその業を終えたことを学校長が認めたものをいう。
- (6) 『留年』とは、前4号の者及び所要単位を取得する事が出来なかったため、進級や卒業が出来なかった者が同一学年に留まることをいう。
- (7) 『退学』とは、願いにより学籍の喪失を許可することをいう。
- (8) 『除籍』とは、次の①から③により学籍を喪失することをいう。
 - ① 納入期限までに学費等を納めないとき。
 - ② 連続して1か月以上無届で就学しないとき。
 - ③ 補導会議において「退学」が議決され、それを受けて校長がさらに除籍を決定したとき。

(証書の授与)

第3条 前条5号を満たし、かつ所定の学費等を納入したのものには卒業証書を授与する。

(試験)

第4条 履修課程における学生の理解度を知り、学習効果を高めるためおよび入学・卒業等の認定の資料に供する目的で次の各号の試験を行う。

- (1) 定期試験
 - ① 前期試験
 - ② 後期試験
- (2) 追試験
- (3) 特別追試験
- (4) 入学試験
- (5) その他の試験（学校長が必要と認めたもの）

なお、試験については、「試験及び成績評価に関する施行細則」で別に定める。

(卒業または進級の認定基準)

第5条 卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- (1) 履修すべき科目の成績がすべて『可』以上であること。
各学年次の進級・卒業には、教育課程表に記載する必要単位を修得することが必要である。
- (2) 進級・卒業については上記を満足しないものでも審査会議において学級担任の提議により、進級・卒業と認定することがある。ただし、提議は会議開催前に教務担当の承認を得たものに

限る。

(3) 審査会議にて審査された内容において、校長の承認を得る。

(表 彰)

第6条 卒業時に行う表彰は、次の各号による。

① 愛知県知事賞

成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者1名に対し、本校の推薦により愛知県知事が与える。

② 学園賞

成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者1名に対し、本校の推薦により理事長が与える。

③ 学校賞

成績優秀にして性行善良であり、他の模範となる者の中から、おおむね40名を基準として各1名に対して学校長が与える。

④ キャリア教育財団理事長賞

学業・性行ともに良好な者若干名に対し、本校の推薦により職業教育・キャリア教育財団が与える。

⑤ 愛知県専修学校各種学校連合会長賞

学業・性行ともに良好な者若干名に対し、本校の推薦により愛知県専修学校各種学校連合会が与える。

⑥ AEA理事長賞

プロのエステティシャンになる為に、学業・性行ともに良好であり、他の模範となる者に対し、本校の推薦により日本エステティック業協会が与える。

⑦ 2ヵ年皆勤賞

修業期間中の各学年度の授業において（ホームルームは除く）、遅刻、欠席、早退がいずれも無い者に対して学校長が与える。

(公 欠)

第7条 次の各号に該当するものは所定の手続きを行うことにより公欠扱いとし、欠席扱いとはしない。

但し、土曜・日曜・祝祭日を含む連続した日数とする。

(1) 公欠を希望する者は、原則として3日前までに公欠願により届け出て承認を受けなければならない。

(2) 公欠した者は、証明書を添付して、所定の様式により3日以内に報告しなければならない。

但し、休日が3日目になる時は、休日明けの日とする。

- ① 就職に関する事（説明会、試験、研修、内定式） ————— 就職先が必要とする日数
- ② 自動車学校の試験（仮免・本免） ————— 各1日
- ③ 1親等（父母）、2親等（兄弟姉妹）の結婚 ————— 1日
- ④ 忌引等（休日を含み下記の日数で連続して取得したもの）
 - ・ 1親等（父母）の死亡 ————— 7日以内
 - ・ 1親等（父母）の法事 ————— 1日
 - ・ 2親等（祖父母、兄弟姉妹）の死亡 ————— 3日以内

・ 3親等（曾祖父母、伯（叔）父母、甥姪）の死亡—— 1日

⑤ 前各号の旅行に要する日数

⑥ 学校保健安全法施行規則第18条（平成28年3月22日改正）に規定される感染症に罹病した者の当該疾病の治癒の日数

⑦ 自然災害、公共交通機関の障害

⑧ その他学校長が必要と定めた場合

第8条 各科目につき欠課（遅刻・早退は各科目につき3回で1欠課）の合計が出席すべき授業時間数の5分の1を超えかつ2分の1以内の者は、補習を受けることができる。ただし、公欠の場合は免除とする。

（救済措置）

第9条 上記の規程に関わらず、特別な救済措置が必要だと考えられる学生の処分については、担任からの申請に基づき、学校長が判断する。

（退学および除籍の日）

第10条 第2条第11項および同条第12項による退学および除籍の日は、学校長がそれぞれ承認、または処分した日とする。

（細則への委任）

第11条 本規程で定めるものの他は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月10日から施行する。